

京都府立淇陽学校の基本理念及び基本方針

(基本理念)

淇陽学校は、児童福祉法第44条の規定により、京都府が設置する児童自立支援施設で、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設です。

近年、子どもをとりまく環境の変化は大きく、児童虐待の増加、いじめ、不登校・ひきこもりなど、子どもをめぐる問題は一層深刻化しており、社会的支援を必要とする子どもの範囲が拡大し、かつ複雑多様化する傾向にあります。

淇陽学校は、子どもを権利の主体者としてとらえ、子どもの基本的人権を尊重し、子どもの最善の利益を常に考慮して、健康な心身の育成を図りながら、「他者を尊重し共に生きること」、「自分を大切にすること」、「考えて対処すること」、「基本的な生活を営むこと」、「自分らしく生きること」ができるようになることを目標として、子どもの自立を支援します。

そのために、なごやかな家庭的な雰囲気のある寮舎を中心に、「枠のある生活」の中で、職員と子どもの信頼関係を基に、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に包まれ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てるような施設づくりに向けて、職員が一丸となって、努力します。

(基本方針)

基本理念に基づき、「児童自立支援施設運営指針」（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえて、以下の基本事項を遵守し、施設を運営します。

- 1 寮舎体制は、家庭的な雰囲気のもと、入所児童（以下「児童」という。）と職員の継続的かつ、濃厚な心理的な接触を基盤とするなどの家庭機能を提供することを支援の基本とするため、「小舎夫婦制」を原則とします。
- 2 児童の権利擁護の観点に立ち、日常の各種指導を進めることとします。
施設長の懲戒権の濫用は、施設長自身はもとより、施設長が職員に逸脱した指示を行うことも含め、当然あってはならないことであり、また、職員の児童に対する体罰や児童福祉法第33条の10及び第33条の11に規定する虐待及び心身に有害な影響を及ぼす行為は法律により禁止されており、いかなる事情があろうとも容認しません。
- 3 児童の自立支援を進めるにあたっては、個々の児童が抱えている問題の背景や要因を的確に把握して策定した児童自立支援計画に基づき、生活支援・

学習支援・作業支援を総合的に実施することにより、目標の達成を図っていきます。

- 4 学習支援については、平成27年4月から、児童福祉法第48条の規定により、南丹市立桜が丘中学校及び南丹市立園部小学校分教室（以下「施設内の学校」という。）により、学校教育が実施されることから、これまで淇陽学校で行われてきた実践を大切にしながら、施設職員と教員の連携を密にして、個に応じた支援により、児童の学力向上を図ります。
- 5 中学卒業児であって、高等学校進学、就職等の如何にかかわらず、施設から直接に社会への自立が求められるものについては、地域の社会資源の開拓等の分野も視野に入れ、特段の支援計画を策定し、その達成を図ります。
- 6 児童の一日も早い問題性の改善を図っていくため、児童の自立支援計画に基づき、児童相談所はもとより、家庭、原籍校、家庭裁判所等と密接な連携を保ち、理解と協力が得られるよう常に積極的な努力を行います。
- 7 児童の進路については、児童の意向を尊重しながら、保護者、児童相談所、原籍校と協議し、施設内の学校と密接に連携しながら、その方向性をできるだけ早期に定めるよう努力します。
- 8 保護者や関係機関と連携し、児童に対するアフターケアに継続的に取り組むよう努めます。
- 9 各種行事の実施については、その意義・目的を職員が十分に認識するとともに、施設内の学校の理解と協力を得て、連携をとりながら、児童の各々が施設外の自然、社会、物的・人的交流などの面において視野を拡大できるよう全校あげて積極的に取り組むこととします。
- 10 児童がひとりの人間として尊重され、適切な支援・援助が提供できるよう、児童の意見・意思が表明でき、それを考慮した援助活動のできる関係性の構築と環境づくりに努めます。
- 11 児童の自立支援事業の専門機関の職員として、それぞれの専門的な資質を高めると同時に、日頃から自己の研鑽に努め、あらゆる研修の機会に積極的に参画していくこととします。

（平成28年4月改訂）